

石垣港フェーズ別高潮・暴風対応計画

1. 石垣港フェーズ別高潮・暴風対応計画について

- フェーズ別高潮・暴風対応計画(以下、「対応計画」という。)は、関係者が迅速かつ円滑な防災行動を効果的・効率的に行なうための判断の参考として活用するツールである。
- 本対応計画は、警報級の台風等の接近により、石垣港において想定される標準的な防災行動項目を列記したものである。
- 一方で、関係者は台風等の状況によって時間軸や災害外力が変化するという認識の下、台風等の進路・強さ・速度等個々の気象状況や接近時間帯、高潮浸水の可能性の有無、港内の活動状況等を総合的に勘案し、その都度、防災行動の内容や実施のタイミングについて各実施主体が責任を持って判断し、柔軟に対応する必要がある。
- 本対応計画は、現時点までの検討結果を取りまとめたものであり、今後の訓練等の実施のほか、実際の台風来襲時に対応計画が十分に機能していたかを検証し、その結果に基づき、必要に応じて見直しを行なうこと等により、適宜改善を図ることとする。

2. 港湾管理者の対応(石垣市)

防災情報	フェーズ	時間目安 (台風接近の日数)	情報収集	体制	対策	国・ターミナル関係者等への対応等
・台風発生 ・警報級の可能性	・フェーズ① 準備・実施段階	-120h (5日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上保安情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・波浪推算情報の収集 (随時、上記行動を実施)		入出港在港船管理	・ターミナル関係者等への事前対策準備の注意喚起(台風期前) ・非常用電源設備の稼働確認など電源対策 ・荷役車両の待避
		-72h (3日前)			・工事受注者への対策準備指示 (仮設物の固縛や建設機械・船舶の退避や暴風対策など)	・荷役事業所・保有船への対策準備指示 (係船ロープの増設や他港避難など)
		-48h (2日前)		・連絡体制の確保 ・宿直担当・交代要員の確認 ・災害対策部署との情報共有・連携	・工事受注者・保有船への対策実施指示 ・所管施設点検開始 (防護ネットの設置・土嚢の設置・サッシへの目張り等)	・荷役事業所・ターミナル関係者への事前対策実施の注意喚起 (必要に応じコンテナ固縛や段落との指示など)
・強風注意報発表 ・高潮注意報発表	・フェーズ② 完了段階	-24h (1日前) ～ -12h (半日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上保安情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・波浪推算情報の収集 ・浸水規模の想定・確認	・関係機関の担当職員確認 ・災害対策部署との情報共有・連携 ・一般職員への情報周知 (一般職員への交通機関の運休情報の通知等)	・所管施設の事前対策状況の確認 ・所管海岸施設の監視・管理(巡視等) ・工事受注者・保有船の対策完了確認 ・対策・退避完了の確認	・所管施設内の対策完了の確認 ・荷役停止状況の確認
・暴風警報発表 ・高潮警報発表 ・特別警報発表	・フェーズ③ 確認段階	-12h ～ -6h	・気象・海象情報の収集 ・海上保安情報の収集 ・気象情報等の内部共有	・石垣市災害対策本部設置 ・一般職員自宅待機 ・災害対策要員参集	・所管海岸施設の監視・管理(巡視等) ・臨港道路通行止め(サザンゲート・ブリッジのみ対象)	
		台風接近時 (高潮・暴風発生)	・情報収集 (港湾利用者からの情報収集等) ・被害があった場合、被害報告等		・臨港道路通行止め解除 ・所管施設の閉鎖解除及び被害調査・報告	
・警報解除 ・体制解除	台風通過後 (高潮・暴風収束)		・被害状況情報収集 ・被害があった場合、被害報告等	・石垣市対策本部解除(被害の無いことの確認後)		・施設点検調査指示 ・必要に応じて、ターミナル関係者への被害状況ヒアリング

※本行動計画は台風等の接近に際し、石垣港における標準的な行動計画を列記したものであり、気象状況・発生や接近時刻等によっては対策や行動を繰り上げる等柔軟に対応する必要がある。

気象台の注意報・警報の発令ならびに港長の体制発令は、必ずしも本表の「時間の目安」のタイミングで発令されるとは限らず、台風の進路や速度など状況により前後する。

3. 国の対応(石垣港湾事務所)

防災情報	フェーズ	時間目安 (台風接近の日数)	情報収集	体制	対策	国・ターミナル関係者等への対応等
・台風発生 ・警報級の可能性	・フェーズ① 準備・実施段階	'-120h (5日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・波浪推算情報の収集 (隨時、上記行動を実施)			【台風期前の準備】 ・港湾管理者等への事前対策準備の注意喚起
		-72h (3日前)		・体制の構築・確認 ・災害対応人員の確認	・直轄工事の対策準備指示 (仮設物の固縛や建設機械・船舶の退避や暴風対策など) ・監視カメラ等の災害時使用資機材の作動確認	※以下の事項等を実施するためには必要な資機材、人員等の確保を要請 ・非常用電源設備の稼働確認など電源対策 ・荷役機械等の港湾施設に対する固定措置の実施 ・コンテナや港湾貨物に対する固縛の実施 ・荷役車両の待避
		-48h (2日前)		・協定団体への準備要請(必要に応じて)	・直轄工事の対策実施指示	・港湾管理者等への事前対策実施の注意喚起
・強風注意報発表 ・高潮注意報発表	・フェーズ② 完了段階	'-24h (1日前) ～ -12h (半日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 ・波浪推算情報の収集 ・浸水規模の想定・確認	・災対支部 注意体制発令 ・情報収集体制確立(リエゾン準備等) ・防災担当職員の待機・参集指示 ・関係機関の担当職員の確認 ・一般職員への情報周知 (一般職員への交通機関の運休情報の通知等)	・直轄工事受注者への対策状況の確認(巡視等) ・直轄工事受注者への対策完了の確認(巡視等) ・直轄工事の対策完了	・港湾管理者等への事前対策実施状況の確認 ・港湾管理者等への事前対策完了の確認
		-12h ～ -6h	・気象、海象、情報の収集 ・海上安全情報の収集	・災対支部 警戒体制発令 ・職員自宅待機等の指示 ・リエゾン派遣(必要に応じて)		・臨港道路の通行止め状況の確認
・暴風警報発表 ・高潮警報発表 ・特別警報発表	・フェーズ③ 確認段階	台風接近時 (高潮・暴風発生)		・気象、海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・被害の有無の情報収集 ・被害があった場合、被害報告等	・災対支部 警戒体制継続(被害があった場合) ・災対支部 非常体制発令 ・TEC派遣依頼準備(被害が拡大・重大な場合)	
		台風通過後 (高潮・暴風収束)		・被害状況情報収集 ・被害があった場合、被害報告等	・協定団体への出動要請 ・TEC派遣 ・リエゾン派遣(必要に応じて)	・施設点検調査(目視及び監視カメラ) ・直轄工事受注者への現場状況確認(巡視等)
・警報解除 ・体制解除						・施設点検調査(目視)の要請

※本行動計画は台風等の接近に際し、石垣港における標準的な行動計画を列記したものであり、気象状況・発生や接近時刻等によっては対策や行動を繰り上げる等柔軟に対応する必要がある。

気象台の注意報・警報の発令ならびに港長の体制発令は、必ずしも本表の「時間の目安」のタイミングで発令されるとは限らず、台風の進路や速度など状況により前後する。